

## 地方税財源の充実強化及び地方分権改革の推進に向けた緊急提言

少子高齢化の進行や地域間格差が拡大する中、地方がその活力を維持し発展し続けていくためには、従来の中央集権型システムから地方分権型システムへの抜本的な転換が急務である。

4月に発足した国の地方分権改革推進委員会は、去る11月16日に発表した「中間的な取りまとめ」の中で、“地方が主役の国づくり”に向け、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に備えた地方政府の確立などが改革の柱と提言したところであり、今後順次なされる具体的な勧告への期待が高まっている。

しかしその一方で、現在、国においては地方分権の流れに逆行するような地方法人二税の見直し案が議論されていることや、先に全国知事会が行った提言（「分野別検討状況のまとめ」）に対する各府省の意見がほとんどゼロ回答であるなど、地方分権に対して極めて消極的な姿勢であり、国は地方の求める声を真摯に受け止めるべきである。

我々、宮城県自治体代表者会議は、これまで以上に行財政改革に努め、住民の信頼確保と行政能力の向上に一層努力していく決意であるが、地方税財源の充実強化及び地方分権改革の推進に向けて、下記の事項の実現について強く求めるものである。

### 記

#### 1．地方交付税の復元・充実

そもそも地方財政が疲弊した原因は、三位一体改革に名を借りて国が一方的に地方交付税を大幅に削減したことに起因している。よって、地方交付税の持つ財源保障機能と財源調整機能を十分に発揮するため、地方財政計画の策定に当たっては、地方の必要財政需要を適切に計上し、地方交付税総額を復元・充実すること。

#### 2．地方税財源の充実強化と偏在是正

当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して税源を移譲するとともに、地方消費税の充実などにより地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築すること。また、税源の移譲に伴い地域間格差が拡大することのないよう、地方交付税総額の減少要素とならない形で、偏在を是正する措置を確実に講じること。

なお、地方法人二税について、「地方団体間で人口等を基準として再配分する」「国が一括徴収し地方団体に配分する」などとした案が国において議論されているが、地方税の応益負担の原則等を無視するような見直しについては、到底容認できない。

#### 3．地方道路整備財源の確保・充実

地域の生活の維持や定住の促進、救急医療の面でも、ライフラインとしての道路整備の重要性は極めて高く、計画的かつ着実な整備が求められることから、道路特定財源の現行の税率水準を維持し、必要額を確保するとともに、一般財源としての流用は厳に慎み、地方自治体への配分割合を高めるなど、地方自治体の道路整備財源の充実を図ること。

#### 4．国と地方の役割分担の見直し等と一体的な権限・事務・財源の移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。また、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解

消、国庫補助負担金等の削減等によって、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

#### 5. 「(仮) 地方行財政会議」の設置

地方にかかわる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮) 地方行財政会議」を法律により設置すること。

平成19年11月19日

#### 宮城県自治体代表者会議

宮城県知事	村井 嘉浩
宮城県議会議長	高橋 長偉
宮城県市長会会長	梅原 克彦
宮城県市議会議長会会長	赤間 次彦
宮城県町村会会長	佐々木 功悦
宮城県町村議会議長会会長	門間 健三郎